

対馬のために働いてみませんか？

～ 対馬市職員(平成25年4月採用)を募集します～

【第1次試験日】平成25年1月20日(日)

【申込受付期間】平成24年12月5日(水)～平成25年1月4日(金)

試験区分	職 種	採用予定	受 験 資 格
資格免許職	幼稚園教諭	約1名	昭和48年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の資格を取得している人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人
	看護師	約1名	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、看護師の資格を取得している人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人
高校卒業程度	一般技術 (土木)	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業以上の学歴を有する人又は平成25年3月卒業見込みの人
その他 (船員)	市営旅客航路船舶の運航及び維持管理に関する業務	約1名	昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、一級小型船舶操縦士免許及び特定操縦免許を取得している人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人
その他 (障がい者枠)	一般事務	約1名	(1) 昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人(学歴・性別は問いません) (2) 採用試験申込日現在、障害者基本法第2条に定める障がい者で、障害者手帳の交付を受けている人 (3) 自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な人 (4) 通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる人 (5) 通常の活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる人

製造事業所の皆様、統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を平成24年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

皆様からご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密の厳守はされますので、正確なご記入をお願いします。

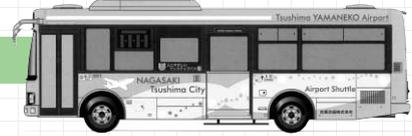
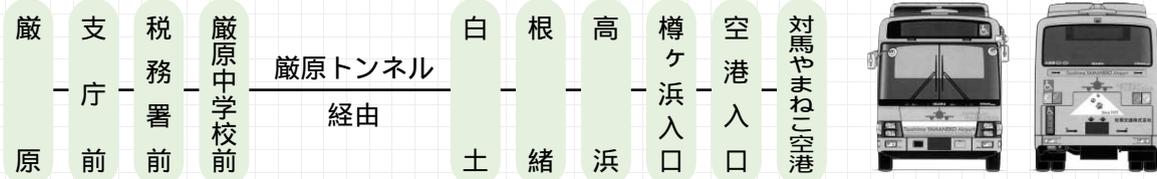
問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

厳原～空港線、厳原市内循環線を運行します

長崎県と対馬市の補助により、対馬交通に新しいバスが2台導入されます。
このバスを利用して、平成24年12月21日(金)から厳原・空港線のシャトルバス及び厳原市内循環線を運行いたします。各路線の概要は以下の通りです。

厳原～空港線

停留所



運行時刻

厳原 対馬やまねこ空港 9便(空港以外での降車はできません)

厳原発車時刻	8:05	8:25	10:45	11:25	14:00()	16:05	17:45	18:15	19:00
空港到着時刻	8:25	8:45	11:05	11:45	14:20	16:25	18:05	18:35	19:20

対馬やまねこ空港 厳原 9便(空港以外での乗車はできません)

空港発車時刻	8:35	9:05	11:15	12:05	14:40()	16:35	18:25	18:45	19:40
厳原到着時刻	8:55	9:25	11:35	12:25	15:00	16:55	18:45	19:05	20:00

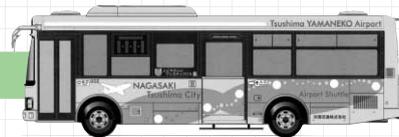
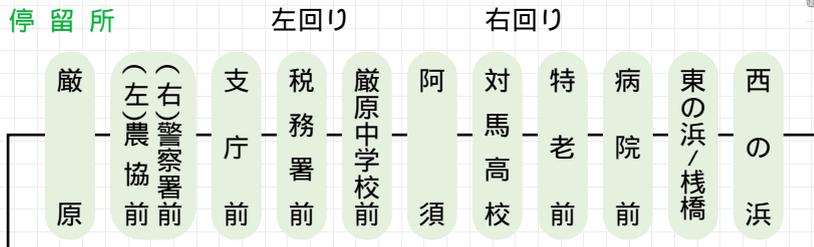
() 航空機就航時のみの運行(主に金・日)

運賃

厳原・支庁前・厳原中学校前・白土・根緒	～ 対馬やまねこ空港	300円
高浜	～ 対馬やまねこ空港	250円
樽ヶ浜入口	～ 対馬やまねこ空港	160円
空港入口	～ 対馬やまねこ空港	140円

厳原市内循環線

停留所



運行時刻

右回り 8便

厳原停留所発車時刻	7:45	8:00	10:25	11:05	13:40	15:45	17:25	17:55
-----------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

左回り 7便

厳原停留所発車時刻	9:00	9:30	11:40	12:30	15:05	17:00	19:10
-----------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

運賃 100円

問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111

『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』提出の時期になりました

毎年1月は、農業委員会委員選挙人名簿の調整月です。この名簿は、農業委員選出にかかる選挙資格を登録するもので、各農家からの申請に基づき資格調査が行われます。該当する方は、平成25年1月1日現在で申請書を提出してください。

なお、選挙人名簿は申告制により毎年調製されます。この名簿に登録されていない場合は、農業委員選挙の投票と解職の請求が出来なくなります。特に今回申請されていない場合は、平成26年に執行予定の農業委員会委員選挙の選挙権が発生しませんのでご注意願います。

1. 申請ができる方

市内に住所を有する20歳以上（平成5年4月1日以前に生まれた方）で、次のいずれかに該当する方

1,000平方メートル（10a）以上の農地について、耕作の業務を営む方（農業経営者）

上記農業経営者の同居の親族又はその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方

1,000平方メートル（10a）以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主（耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方）

農業生産法人の場合の申請は、様式が異なりますのでご連絡ください。また、新たに上記の要件に該当することになった方もご連絡ください。

2. 提出先

農業委員会事務局 市役所農林振興課 各地域活性化センター地域支援課のいずれか

申請書は、上記 に用意しています。

昨年登録していて、区長を通じて申請書を受け取られた方は、各区長に提出されても結構です。

3. 提出期限 平成25年1月10日（木）

問い合わせ 農業委員会事務局 0920(84)2401

年末年始のゴミ・し尿処理にご注意ください

年末年始のごみ収集及びし尿汲み取り業務は、以下のとおりです。皆様のご協力をお願いします。

ごみ収集

12月30日（日）から1月3日（木）までは、収集業務は休みです。

個人の方が、「対馬クリーンセンター（安神）」・「対馬クリーンセンター（中部中継所）」・「対馬クリーンセンター（北部中継所）」へごみを持ち込む場合は、12月29日（土）午後4時まで受け取りします。29日は混雑が予想されますので、ゆとりを持ってお越し下さい。

また、年明けは1月4日（金）から業務を開始いたします。

し尿汲み取り

年末年始はし尿汲み取りの依頼が多く、混雑が予想され、対応が遅れる可能性がございます。し尿汲み取りを予定されている方は、お早めに依頼して下さい。



事業所からのごみの出し方にご注意ください

事業所の事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任において処理するように法律で義務づけられています。処理施設へ自己搬入していただくか、対馬市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者へ処理を委託して下さい。

平成25年度 保育所(園)・へき地保育所の入園児を募集します

平成25年4月1日から新たに保育所(園)・へき地保育所の入所を希望される方は、受付期間内に申込手続きを行ってください。

申込期間 平成25年1月4日(金)~1月31日(木)

受付場所 福祉事務所福祉課、南・北福祉保健センター、各地域活性化センター住民生活課、各保育所(園)、各へき地保育所
親愛こども園は、園での受付となります

申込書 受付場所にて用意しております。



市内各保育所(園)募集定員・連絡先

保育所(園)名		定員	保育所(園)名		定員
親愛	0920(52)1183	160名	豆敷へき地	0920(57)1920	25名
厳原南	0920(52)2299	230名	大船越へき地	0920(54)2824	45名
雞知	0920(54)2343	120名	小船越へき地	0920(55)0001	30名
豊玉南	0920(59)0435	40名	竹敷へき地	0920(54)3735	30名
三根	0920(83)0179	40名	西へき地	0920(53)2120	30名
佐賀	0920(82)0049	40名	仁位へき地	0920(58)1518	70名
仁田	0920(85)0504	40名	乙宮へき地	0920(58)1541	35名
佐須奈	0920(84)2112	40名	小綱へき地	0920(58)1517	40名
比田勝	0920(86)3185	40名	久原へき地	0920(85)0169	30名
泉	0920(86)2347	30名	佐護へき地	0920(84)5254	30名
久根へき地	0920(57)1172	30名	一重へき地	0920(87)0359	45名
佐須へき地	0920(56)0147	30名			

申込・問い合わせ

福祉事務所 福祉課	0920(58)2294	美津島地域活性化センター住民生活課	0920(54)2271
南福祉保健センター	0920(53)6111	峰地域活性化センター 住民生活課	0920(83)0304
北福祉保健センター	0920(84)2313	上対馬地域活性化センター住民生活課	0920(86)3112

家庭でのゴミの焼却は法律で禁止されています



「野焼き」は、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積み焼却炉等でゴミを焼却することも「野焼き」と見なされます。軽微な焼却(落ち葉炊き・焚き火)であっても、周辺の方々に被害を及ぼすことは禁止されています。

違反者には「5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はその両方」が課せられます。

生ごみ処理器購入の補助金制度があります

容器式：1個につき1/2以内の補助(上限3,000円、2個まで)

電気式：1個につき1/3以内の補助(上限20,000円、1個まで)



問い合わせ 市民生活部 環境政策課 0920(53)6111

市民課に窓口証明受付機を設置します

平成24年12月20日から市民課に窓口証明受付機を設置します。
住民票・印鑑登録証明書・現在戸籍・現在戸籍の附票を交付請求するときに、申請書記入の手間を省略することができます。



利用できるカード

住民基本台帳カードまたは
印鑑登録証

発行できる証明書

住民票・印鑑登録証明書
現在戸籍・現在戸籍の附票

《受付機での証明書請求の流れ》

必要なもの：暗証番号を登録したカード

家族が利用する場合は、家族の運転免許証・写真付き住基カードや保険証などが必要です。

STEP 1

カード挿入

市民課のカウンターに設置している受付機に暗証番号を登録したカードを挿入

STEP 2

暗証番号入力

暗証番号をタッチパネルに入力

STEP 3

受付機操作

タッチパネルで必要な証明書を選択
事務所内にあるプリンターに自動印刷

STEP 4

本人確認

カード登録者本人なら署名のみいただきます。
カード登録者の家族が利用するときは、窓口に来た人の運転免許証等で本人確認します。

STEP 5

手数料の納付

職員に手数料の受け渡し

STEP 6

証明書交付

証明書を交付します。



ご利用の前に暗証番号登録が必要です

暗証番号は利用登録者本人しか登録できません。

登録時には、「運転免許証」か「写真付き住基カード」等で本人確認します。

登録できるカードは、住基カードか印鑑登録カードのどちらか1つです。
住民票と戸籍証明を住基カードに利用登録して、印鑑登録証はサービス利用しない等一部の利用ができます。

旧6町の印鑑登録証を持っている人でサービスを利用される人は、旧印鑑登録証を返還して、対馬市の印鑑登録カードと交換できます。

家族の利用が可能です。

- ・住民票は、同じ世帯の人
- ・印鑑登録証は、代理人でも利用可能
- ・戸籍証明は、同じ現在戸籍に在籍する人

平成25年度 対馬市建設工事・建設関連（コンサルタント）・物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査を実施します

資格

- 【共通】(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でない者
(2) 対馬市税並びに消費税及び地方消費税等に未納がない者
- 【建設工事】(1) 建設業法第3条第1項の許可を受けている者
(2) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値請求を行った者
- 【コンサルタント】(1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者
- 【物品・役務の提供等】(1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者

物品...スポーツ用品・楽器・図書・教材・事務用品・印刷・繊維・看板・掲示板製作
車両・燃料・電気製品・衛生機器 等
役務の提供...清掃・警備・機械設備保守・運送・リース 等



受付場所.....美津島文化会館2階 住民研修室（対馬市美津島町雞知甲1287-1）
 資格の有効期間...平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間
 申請書様式.....中央公契連（国）の統一様式及び対馬市独自の様式による
 実施要領及び申請書独自様式の入手方法

(1) 必要な方は、下記の場所でお申し出ください。

配布場所	住所	電話
総務部 財政課	対馬市厳原町国分1441	0920(53)6111
美津島地域活性化センター 地域支援課	対馬市美津島町雞知甲550 2	0920(54)2271
豊玉地域活性化センター 地域支援課	対馬市豊玉町仁位380	0920(58)1111
峰地域活性化センター 地域支援課	対馬市峰町三根451	0920(83)0301
上県地域活性化センター 地域支援課	対馬市上県町佐須奈甲567 3	0920(84)2311
上対馬地域活性化センター 地域支援課	対馬市上対馬町比田勝575 1	0920(86)3111

(2) インターネット利用の場合...対馬市ホームページからダウンロードして入手できます。

受付期間・方法

受付は次の期間に限り行うものとし、審査時間は9:00～12:00と13:00～16:30とします。

なお、郵送による受付は行いませんので、提出書類を作成した方で提出書類の記載内容全般に精通した方に持参させて下さい。

		月	火	水	木	金	土	日
（市外業者）	日			1/16	1/17	1/18	1/19	1/20
	商号の頭文字			ア行	カ行	サ行	審査休み	審査休み
	日	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
	商号の頭文字	タ行	審査休み	ナ行	ナ行	ハ行	審査休み	審査休み
	日	1/28	1/29					
	商号の頭文字	マ・ヤ・ラ・ワ行	審査休み					

		月	火	水	木	金	土	日
（市内業者）	日			1/30	1/31	2/1	2/2	2/3
	商号の頭文字			ア行	カ・サ行	タ行	審査休み	審査休み
	日	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
	商号の頭文字	ナ・ハ行	審査休み	マ・ヤ・ラ・ワ行	予備日	予備日	審査休み	審査休み

指定日に申請できない場合は、市外業者・市内業者の各期間中のいずれも午後に審査します。ただし、指定日業者を優先的に審査いたしますので、多少お待ちいただく場合があります。

予備日については、2月6日までにやむを得ない理由により申請できなかった業者に限ります。

問い合わせ 総務部 財政課 0920(53)6111



みんなで育てよう!

連載第5号

市民基本条例

これまで、連載1(市民の権利と責務、役割)、連載2(議会・行政の責務と役割)、連載3(まちづくりをしやすい環境づくりのために行政が取り組むこと)、連載4(市民参画・情報共有等、市民が市政運営に参加できる仕組みづくり)について紹介してきました。

今回は、「住民投票」・「対馬らしさの追求」についてご説明します。

日本の地方自治は、市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主制(解説)を採用しています。『住民投票』は、それを補い自治を充実させる制度として位置づけられています。

これは、住民投票制度の趣旨を尊重するために市民基本条例に定められた『市民参画の原則』に基づいて、直接住民の賛否を問うことができるため、住民が市政に参加できる究極の仕組みといえます。

本市の住民投票の取り扱い

住民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者)、議会議員及び市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認するために、住民投票の実施を「請求(解説)」又は「発議(解説)」することができる。

市長は、住民投票の「請求」又は「発議」に対して、投票の目的、投票者の資格等必要な事項を事案に応じて、別に条例で定めることにより住民投票を実施できる。

【解説】

間接民主制

住民が直接政治に参加するのではなく、住民が選挙で選んだ代表(市議会議員・市長など)に政治を託し、間接的に政治に参加すること

請求

住民は、地方自治法の規定により、有権者の総数の50分の1以上の署名を集め、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求できる

発議

議会議員は、地方自治法の規定により、市議会議員の定数の12分の1以上の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出できる

そうなんです! 対馬市の住民投票制度は、非常設型で、案件ごとに定められることになっています。

本市の住民投票の仕組みの特徴

常設の住民投票条例を定めていないため、案件ごとに個別に住民投票条例を制定(市議会で議決)し、状況に応じて対応することとしています。これを、非常設型(個別型)といいます。

ただし、住民投票を行うことのできる住民は、『市議会議員及び市長の選挙権を有する住民』となっているため、市民全員が行使できる権利ではないことをご理解ください。

対馬らしさの追求

対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進しよう。

私たちに語り継がれてきた先人の教えや偉業を大切に、様々な「対馬らしさ」を生かし、その時代に応じたまちづくりを柔軟に、恒久的に行っていくことを定めた条文です。

今回ご説明した内容は、対馬市市民基本条例第6章、第7章に定められています。

次回は、[条例の検証及び見直し]について紹介します。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111



未来に繋ごう！豊かな森林

本年4月1日より施行されました「対馬市森林づくり条例」。
今回は「対馬市森林づくり委員会」の第5回の会議結果について紹介します。

第5回会議では、前回提示した基本計画の修正案の検討と対馬市における伐採全般に係るルールである“対馬市伐採ガイドライン”の骨格について、有識者の意見も紹介しながら意見交換を行いました。伐採ガイドラインについては、森林資源を有効的に活用するうえで、100年後の対馬の森林を見据えた一定の規制を設けることとしておりますが、生業としての林業も考慮したものとすべきであり、各委員からは、林業の現状も踏まえ、率直なご意見を多数いただきました。次回は、ガイドラインの中身について、現状の課題等を踏まえ、島の森林を保全していくために絶対的に守るべき事項と努力目標及びそれらに対する市等の助成措置等について協議する予定です。



委員会は公開で行っています。豊かな森林を未来に繋ぐしくみづくりに参加してみませんか？

【今後の委員会開催予定】

日 時	場 所	内 容 (予 定)
平成25年1月18日(金) 13:30~	市役所別館大会議室	・計画(修正案検討) ・伐採ガイドライン内容の検討 他

問い合わせ 農林水産部 農林振興課 0920(53)6111

年金コーナー



20歳になったら国民年金に加入しましょう

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とてもお得で安心な制度です。

『国民年金(基礎年金)3つのメリット』

1. 老齢基礎年金 … 老後を支えます
2. 障害基礎年金 … 病気やけがで障害の状態になったときに支えます
3. 遺族基礎年金 … 加入者がなくなったとき、子のある配偶者・子を支えます

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度(学生のみ)」「若年者納付猶予制度(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】

☎日本年金機構長崎北年金事務所 095(861)1582

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

日時 1月16日(水) 13:30~17:00

場所 美津島地域活性化センター
別館会議室

日時 1月17日(木) 9:00~17:00

場所 対馬市役所 別館会議室